# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

## 令和３年１０月１日より

## 概要

- 令和３年10月１日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（１台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

## 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。

電子制御装置の故障事例

乗合自動車（バス）が上り坂の右カーブを走行中、自動で急ブレーキが作動し乗客が負傷

電子的な点検・検査のイメージ

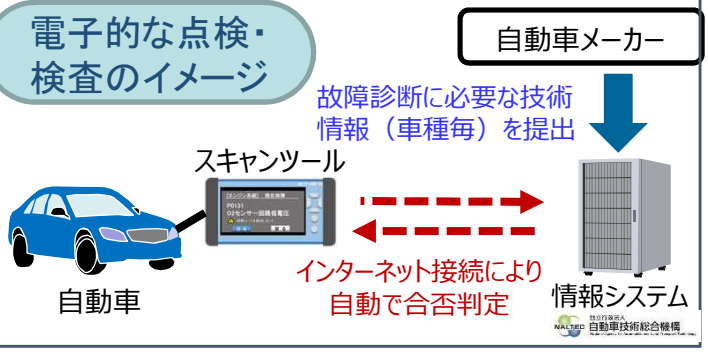


## よくあるご質問

Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。

A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。

Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。

A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

**お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで**

国土交通省

独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 令和３年１０月１日以降の手数料額　新旧表

## 継続検査

| 手続きの種類 | | 納付先・金額（現行） 国/軽検協 | 機構 | 合計額 | 納付先・金額（令和3年10月1日以降） 国/軽検協 | 機構 | 合計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 持込検査 | 普通自動車 | 400 円 | 1,400 円 | 1,800 円 | 変更なし | 1,800 円 | 2,200 円 |
| | 小型自動車 | | 1,300 円 | 1,700 円 | | 1,700 円 | 2,100 円 |
| | 小型自動車（二輪） | | 1,300 円 | 1,700 円 | | 変更なし | |
| | 大型特殊自動車 | | 1,400 円 | 1,800 円 | | 変更なし | |
| | 軽自動車 | 1,400 円 | － | 1,400 円 | | 400 円 | 1,800 円 |
| 指定整備 | 普通自動車 | 1,200 円 (oss)1,000円 | － | 1,200 円 (oss)1,000円 | 変更なし | 400 円 | 1,600 円 (oss)1,400円 |
| | 小型自動車 | | － | | | | |
| | 小型自動車（二輪） | 1,100 円 | － | 1,100 円 | | 変更なし | |
| | 大型特殊自動車 | 1,200 円 (oss)1,000円 | － | 1,200 円 (oss)1,000円 | | 変更なし | |
| | 軽自動車 | 1,100 円 | － | 1,100 円 | | 400 円 | 1,500 円 |

## 新規検査

| 手続きの種類 | | 納付先・金額（現行） 国/軽検協 | 機構 | 合計額 | 納付先・金額（令和3年10月1日以降） 国/軽検協 | 機構 | 合計額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 持込検査 | 普通自動車 | 400 円 | 1,700 円 | 2,100 円 | 変更なし | 2,100 円 | 2,500 円 |
| | 小型自動車 | | 1,600 円 | 2,000 円 | | 2,000 円 | 2,400 円 |
| | 小型自動車（二輪） | | 1,600 円 | 2,000 円 | | 変更なし | |
| | 大型特殊自動車 | | 1,700 円 | 2,100 円 | | 変更なし | |
| | 軽自動車 | 1,400 円 | － | 1,400 円 | | 400 円 | 1,800 円 |
| 完成検査終了証の提出 | 普通自動車 | 1,200 円 (oss)1,000円 | － | 1,200 円 (oss)1,000円 | 変更なし | 400 円 | 1,600 円 (oss)1,400円 |
| | 小型自動車 | | － | | | | |
| | 小型自動車（二輪） | 1,100 円 | － | 1,100 円 | | 変更なし | |
| | 大型特殊自動車 | 1,200 円 (oss)1,000円 | － | 1,200 円 (oss)1,000円 | | 変更なし | |
| | 軽自動車 | 1,100 円 | － | 1,100 円 | | 400 円 | 1,500 円 |

**この表にない手続き（継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査）についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。**

# 技術情報管理手数料の納付方法について

令和３年１０月１日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## １．登録車

### ①　OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済※1によりお支払いください。

※１　検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。

### ②　OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙※2によりお支払いください。

※２　持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。

１００円　300円　400円（新規発行）　1300円　1400円　1700円　1800円（新規発行）

## ２．軽自動車

### ①　OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済※3によりお支払いください。

※３　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

### ②　OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金※4でお支払いください。

※４　現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。


独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology